

(様式第2号)

# 会 議 録

令和2年12月7日作成

|                              |   |   |    |
|------------------------------|---|---|----|
| 会 議 の 名 称                    | 令和2年度第2回島本町子ども・子育て会議  |   |    |
| 会 議 の 開 催 日 時                | 令和2年11月19日(木)<br>午後3時00分～午後4時30分  |   |    |
| 会 議 の 開 催 場 所                | 島本町役場 地階 第五会議室  |   |    |
| 公 開 の 可 否                    | 可   | 傍 聴 者 数   | 5名 |
| 非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合) |   |   |    |
| 出 席 者                        | 委 員   | 石田会長、中野委員、柳委員、吉崎委員、<br>小山委員、濱委員、大森委員、中西委員、永井委員  |    |
|                              | 事 務 局   | 山田町長、持田教育長、<br>岡本教育こども部長、原山健康福祉部長、<br>安藤教育こども部次長、多田健康福祉部次長、<br>南田子育て支援課長、廣井教育総務課長、<br>佐々木教育推進課参事、三宅子育て支援課係長 |    |
| 会 議 の 議 題                    | 1 島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次(令和元年度)進捗状況調査について<br>2 島本町保育基盤整備加速化方針の進捗状況について<br>3 しまもと里山認定こども園利用定員の設定について<br>4 その他                          |   |    |
| 決 定 事 項 等                    | 別紙のとおり  |   |    |
| 審 議 等 の 内 容                  | 別紙のとおり  |   |    |
| 配 布 資 料                      | 【会議資料】<br>1 島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次(令和元年度)進捗状況一覧(島本町子育て世代包括支援センターパンフレットを含む。)<br>2 島本町保育基盤整備加速化方針の進捗状況について<br>3 しまもと里山認定こども園利用定員の設定について |   |    |

## 審議等の内容

**会 長** それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第2回島本町子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、9名の委員にご出席をいただいております。

島本町子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、委員定数の過半数の出席がございましたので、本日の会議が成立いたしておりますことを、ご報告いたします。

ここで、事務局から人事異動のご報告がございます。事務局、よろしく願いいたします。

### 【事務局から人事異動の報告】

それでは、案件に入る前に、本日、傍聴の申出があります。

島本町子ども・子育て会議の会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

### 【委員承認】

**会 長** それでは、傍聴を認めます。

### 【傍聴者入場】

**会 長** 傍聴者は、「傍聴の心得」を守り、傍聴いただきますようお願いいたします。

## 案件1 島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次（令和元年度）進捗状況調査について

**会 長** それでは、案件1「島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次（令和元年度）進捗状況調査について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

### 【事務局説明】

**会 長** ただいま説明を受けましたが、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上発言願います。

**委 員** 今の説明以外で少し気になることがあります。6ページの下から3つ目の思春期保健教育の充実、要は性教育についてですが、昨今、子どもたち、男の子と女の子が仲良く通学しているのを見るのはほほえましいと感じるのですが、ちょっと…というカップルも目につくことが多々あるわけです。保護者の立場としては、親がどこまでを教えるかというのは難しいところもあるので、性教育を学校、特に中学校等でしっかりと教える、間違いないよう、取り返しのつかないような事態をまねかないように教育を。学習指導要領に基づいてというのは分かるが、島本ならではの副教材や講師の先生を招くなどして進めていただければいいのではないかと感じる昨今です。よろしくお願いします。

**事務局** おっしゃるとおり学習指導要領に基づきまして、小学校・中学校の性教育を進めております。昨今、LGBTの性の多様性ということも踏まえまして、より丁寧に今の児童・生徒に則した性教育を実施してまいりたいと考えております。

**委 員** 小学校高学年や中学生が、大人の男性のところに泊めてくださいというようなこと

がすごく多いんですね。それがどれだけ怖いことかということをしつかりご指導をいただきたい。私たちの子どもの頃だと、おじさんが怖く、ついて行くとか泊めてもらうという感覚はなかったですし、また、それを教えるのは先生ではなく親で、それも教育しないといけないのかとは思っているのですが、虐待の件数があまりにも多いので、それも少し懸念していただきたいというのが一つです。虐待については、今年、19万3,780件あるそうです。6ページにもある乳幼児健診とかでお医者さんが診ているので、赤ちゃんでも1歳でも2歳でも虐待を発見できます。しかし、健診に来ない子どもさんに対しては、関係機関と連携し児童や家族の状況把握に努めており、健診に来た人來ない人が全部分かっているとのことなのですが、その後どのようになっているのか。家まで児相の人を連れていくのか、警察を連れていくのか。この子どもは來ないと分かっているけど、どのようにそのあとフォローしておられるのか。それと、ふれあいセンターのところに児童虐待110番というのが貼ってあるのですが、これは広報板には貼ってないんですね。住民が、これは児童虐待ではないかなとか、子どもが泣いているなどと思ったら、我々には児童虐待を通報する義務があるわけだから、もっと貼って、皆の目が向くようにしたらいいのではないか。昨日も19万3,780件と聞いてぞっとしました。

**委員** 性教育の問題についてももう少し突っ込みたいことがあります。それから、SNSや携帯電話を使った子どもの問題、虐待とあります。島本ならではの性教育や講師を招いての性教育はされているのですか。指導要領に基づいてされているということだけでは、私としては物足りなく感じているのですが、いかがでしょうか。

**事務局** 現時点では専門家を呼んでの授業は実施しておりません。今後は、多様化していることも踏まえて検討してまいりたいと思います。

**事務局** 続きまして、乳幼児健診未受診のお子様と保護者の方に対するフォローアップについてでございます。健診未受診のお子様につきましては、初回の健診が未受診であった場合、再度のご案内をさせていただきます。そこでできるだけ受診いただけるように再度のご案内とお電話でのフォローアップを行っています。しかしながら、なかなかお仕事の関係とかで受診できないというお子様が、少ないのですがまれにいらっしゃいます。そういう場合は、例えば、そのお子様が通っておられる保育所や幼稚園など、どこかに所属しておられるのかということを確認させていただいて、所属しておられる機関におきまして、お子様の成長や保護者の方の子育てに関するお悩みがないかなど、必ず状況を把握いたしまして、それにより対処をしているところでございます。ほとんどが所属の機関できっちり把握をしておられて、お子様の成長もそんなに気になるところがないし、虐待を疑うような兆候がないということが確認できればフォローはオフになるのですが、どこにも所属されていなかったりということにつきましては、子育て支援課に家庭児童相談室ということで児童虐待に対応する部局がございまして、児童虐待に対応する部局の方と情報交換をしまして、家庭訪問を一緒にさせていただいたりして状況把握に努めているところでございます。

**事務局** 続きまして、児童虐待に係る通告制度、また、その義務ということについての周知、これが十分であるかについてのお尋ねだと思います。皆さんご存知の189を始め、ご相談の電話というのは複数準備しております。その中に、代表例としての189、そして、子育て支援課が本町では相談窓口となっております。広報板を使つての周知というのは、現在行っておりませんが、広報、ホームページ、その他、11月は児童虐待防止強化月間ということで、そういった機会をとらえて周知活動は行っております。その効果と言えるのか定かではございませんが、通告件数は増加しております。通告をいただいたご相談はすべてが虐待として該当するかといいますと、必ずしもそうではございません。実際に実態調査をし、虐待として認定をし、その後、進行管理を行っていく、これは要対協としてやっていくわけですが、そういうケースもあれば、通告をいただいた、しかし調査をした結果、虐待とは言えない、そういうケースもたくさんございます。ということは、社会的に、泣き声があったり、なにかそういう恐れがある、気になることがみられるときには通告をしないといけないという認識が広まってきているということの裏返しではないかと考えております。単純に通告件数が増えているイコール虐待が増えているということではなくて、むしろ、社会的防衛の機能が向上しているとの側面があるというように考えております。

**委員** 別の委員からお話がありましたが、SNSやインターネットに関連した犯罪に巻き込まれる事案がたくさん出ているみたいなのですが、そういったことに対する学校での教育はどのようにされていますのでしょうか。

**事務局** SNS上の問題でございますが、保護者や児童・生徒に啓発のお便り等を渡しております。その他、警察や少年サポートセンター、また、SNS上のマナーの教育やSNS上のトラブルの対応の仕方について各学校で外部講師を招いて実施しております。

**委員** 通学路の問題ですが、防犯カメラを設置していただいたことは、大変安心できる通学路の確保ということで喜んでいるのですが、継続という言葉で書いておられるのですが、これは今後、防犯カメラを順次、まだ増設していくということなのでしょうか。それとも今の体制を維持するということなのでしょうか。それともう一つ、昨今、子どもたち、特に一年生などのランドセルを持つととても重かったのです。孫のランドセルを持ってみてビックリしたのです。こんなに重たいものを持って学校に行くのかという。通学が遠く、三小へ若山台の方から行かれるという一年生もいらしたという。今頃は慣れていらしゃるかもしれませんが。ランドセルを軽くするという事は取り組んでいただいていると思うのですが、担任の先生によっていろいろと違うようなことも聞いておりますので、統一して子どもが持つ荷物の上限を設定していただいて、負担を減らす取組をしっかりとやっていただきたいと思っておりますが、その辺りはどのようにしているか確認したいと思っております。

**事務局** 通学路における防犯カメラの今後の設置、増設予定についてお答えさせていただきます。増設に関する今後の予定でございますが、今の時点では、直ちに増設する予定は

ございません。ただ、通学路における防犯カメラということになりますので、今後の通学路の設定状況やその他諸々の事情の変更がありましたら、対応について検討して、場合によっては増設ということもあり得るかと思えます。

**事務局** ランドセルの負荷のことについてでございますが、おっしゃるとおり、熱中症のことであつたり、低学年のお子さんが大変重たいランドセルを背負っているのを見かけるといふ情報提供をいただいております。その上で学校の方には、学期末や学期初めに、週明けもそうですが、子どもが一度に荷物をたくさん持って行く、持って帰るといふことがないように、計画的に、子どもたちは物を持ち運びするようにいたしております。また、熱中症や体力の観点からも十分に配慮するよう、再度、学校の方には注意してもらいます。

**委員** 今のお話しに続いてなのですが、私自身が安全ボランティアをしております、第三小学校のマンボのところに立たせていただいております。夏休みの前一週間くらいの登下校について、ものすごく柔軟に対応されておりました、ランドセルではなくリュックサックが使われたり、暑いから日傘の代わりに雨傘を差すなどして、テレビで見ると大げさにしているところが、島本では柔軟に対応をされています。こういうことに対しての動きが早いのだと、子どもたちを見ていて思いました。それと、災害のことについてなのですが、見守りをしている時にもし災害が起きたら、特にマンボトンネルでしたら上にJRも走っていますし、そのようなときにどのように対応したらよいのか、私の中でも全く思い付いていません。安全ボランティアとして見守りをしている方たちが、災害の時に、ボランティアとしても対応できる方法があれば、それについて指導をしていただけると、今後、事故が起きた場合にもスムーズに動けるかなと思うのですね。子どもも地震の後に怖い、怖いと言いながら通るのを見ましたので、そういう意味では、メンタルの面で子どもにも影響が大きいのかなと。あと、島高生が自転車で危なっかしく通っていくことがよくありまして、注意するのですが、「うるさい」と言われてしまいます。注意はするのですが、三小の子どもさんが下校するときに周りの大人たちの対応がもう少しあたたかくなったらいいのではないかと思います。三小だけの問題ではないと思うので、安全ボランティア募集ということも書かれていたのですが、それと同時にもう少し地域に根差した大人と子どもが向き合える有効な場所にもなればと思っています。

**事務局** 日頃より、安全ボランティアの方には、児童・生徒の見守りにご協力いただき、ありがとうございます。防災のことについてでございますが、夕刻に急な雷雨が来る場合などに対応を行い、柔軟に雨雲レーダーを参考にしながら、30分待機しようとか、下校時間を遅らせたりといった対応をそれぞれしていただいております。その上で、やはりピンポイントであたってしまうというケースもございます。その辺についてもボランティアさんとの協力体制というのを、今後、質を密にしていけないといけないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**委員** 虐待のところに話が戻るのですが、通告や情報についてのお知らせというのは広報とかであると思うのですが、包括支援センターとかで子育ての相談をされる時に、保護

者の方としては、どういったことが虐待にあたるのかということ具体的に子どもが小さいうちに知っておけば、こういうことが虐待に当たるのだと知ることで防げる面もあると思うのです。通報や通告はなってしまった後の話しなのですが、事前に防ぐために、そういう虐待についての知識を保護者の方に知らせる、発信できるようなものがあればいいかなと思います。

**事務局** 貴重なご意見ありがとうございます。確かに児童虐待につきましては、地域の関心も高まっておりますが、どういことをすると虐待、不適切な養育にあたるのかということについて、保護者の方で十分に認識できている場合とできていない場合があるのではないかというご指摘だと思います。例えば、お子様だけでお家の中で長時間お留守番をさせてしまって、お父さんやお母さん、保護者の方がいらっしゃらないという、島本ではないのですが、まさに長時間養育が確認されていない状態でおいていってしまった、そういったところも虐待になります。確認をしていくと普通の事故だったりするのですが、例えば、小さなお子様がお自宅のソファなどから転落してしまって傷を負ったりされる場合がございます、そういった場合、虐待で生じたものなのか、そうではなくて不注意の事故で生じたものなのか、きっちり確認をしていきます。お子様の安全面が、保護者として配慮されていないということも虐待防止の観点からは気をつけていただく必要があります。一回目の事故は致し方ないとしても、それが起こらないように、防げるような予防的措置が取られているのか、そういったところも、事象が生じたときには保健師や家庭児童相談の職員が行きまして、再度の事故防止ということもお伝えさせていただきます。そういったことも広い意味で虐待にあたるのだよというような啓発については、今後も子育て相談の場とかでお伝えしていけば非常に有益かなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

**委員** 1ページに戻ります。最初の案件なのですが、大山崎町にあるひかり保育園は大山崎町に住んでいる方が優先的に使われるとなっていて、島本町で第四保育所の跡地の園が開設までの間どうされるのかということですよ。令和4年4月に第四保育所の跡地に南山城学園さんが来られて、病児・病後児保育をされるとのことなのですが、それまでの2年間ほど、困る方がいらっしゃるのではないかと思います。進捗状況一覧を見ると、平成29年に大山崎町にあるひかり保育園を利用できることとなったと書いてあります。例えば、高槻市にある近隣の保育所でこういう病児保育をしているところを島本の住民が使えるようにならないのかという疑問が出てきたわけでございます。大山崎は京都ですよ。高槻の方が同じ大阪府で、しかも広域的な行政の連携ということも取り組んでおられるわけですから、そういう働きかけや協力依頼はできないのでしょうか。されないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

**事務局** 病児・病後児保育についてのご意見でございます。大山崎町のひかり保育園病児保育室もそうですし、それ以外の高槻市他各市でございます、病児・病後児保育施設につきましては、いずれにつきましても、その市の方に限ってのご利用ということではなく、ど

ちらの市町村に在住の方でもご利用いただける、そういう制度になっております。その中で、本町として大山崎町の病児保育室との連携の形がどうであったかと言いますと、こちらにつきましても、金額の差を町民さんとそれ以外の方で設けておられるので、その差を埋めるための助成制度を設けさせていただいて、お使いしやすくさせていただくというのが、この制度のスタートの趣旨でございます。開設当初は、大山崎町の病児保育施設につきましても、利用者数がスタートダッシュにならず伸び悩んでいる。一方、島本町については、病児・病後児保育施設がないということで、それをマッチングさせていただいて、島本町の方が使っていただければ、先方施設についても活用ができるということで、当初はその形でした。しかしながら、段々ご利用が増えてきて、結果、大山崎町の町民さんが使えずに、島本町民の方で埋まってしまっているというような状況が、ここに至って現れているということで、こういう対応をされたわけですが、引き続き島本町の方がご利用いただける状況には変わりはありませんし、それ以外の高槻や長岡といった病児・病後児保育施設を島本町の方がご利用いただけないわけではございませんので、引き続きご利用いただければと思います。ただ、独自の市町村内で病児・病後児保育施設がない状況は、利便性の面で劣るということで、長年の課題であったわけですが、それが直ちというわけにはいきませんが、ようやく、令和4年4月に開設予定の施設では整備予定ということですので、一歩前進というふうに考えております。

**会 長** その他、ご意見、ご質問ございませんか。

**委 員** 再びコロナウイルスの感染拡大ということで、昨日は全国的に過去最大の感染者数とのことですが、今後の見通しが立たず、これが続けば、ますますの収入減であったり、失業したりといった生活に困窮する家庭が増加していくと思われまます。そうなれば当然、子どもの貧困にも関わってくる問題でございまして、コロナ前でも全国的に7人に1人が子どもの貧困だと言われております。貧困は子どもの健康にも関わり、教育格差も生まれ、ゆくゆくは虐待にもつながってくると。そういう生活困窮者への支援をしていただけたらと思います。国も自立支援の強化に取り組んでおりますけれども、どうか島本町でも多くの取組を行っていただいて、手厚い支援をお願いしたい、そういうふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。島本町独自の取組があれば教えていただきたいです。

**委 員** 社会福祉協議会では、困窮者の支援を行っております。無利息で1年間お金を借りることができるようになっております。それから、生協の方からたくさん食料、インスタントラーメンなどを段ボールでいただきまして、今、私は700円しかないという方がやって来て、そういうときには、段ボールの中のもの渡して差し上げております。もちろん賞味期限は切れていないです。社会福祉協議会に相談に来られる方に対して、職員も一生懸命対応しておりますので、どうぞそちらの方もご利用いただければと思います。

**事務局** ありがとうございます。先ほど、社会福祉協議会の方から、きめ細やかに生活困窮者に対するいろいろなご相談に応じていただいているとご紹介がございまして、特に子育て世代の方につきましては、本年度限りにはなりますが、新生児の方を対象に町といた

しましてお一人あたり5万円、あと国からもございましたが、ひとり親家庭の方を対象に別途町の方から給付金のような形で、これも今年度限りなのですが、町独自として支給させていただいたところですが、ただ、やはり、特に子育て世代の方につきましては、お子様を育てながら、いろいろな新型コロナウイルスの影響でお勤めしておられる会社の業績が悪化したり、自営業者の方につきましても、直接的な影響を受けておられる方が非常に多くございます。そういった、生活がより困窮されたというご相談につきましては、役場の福祉推進課の方でもお伺いいたしますとともに、第一義的に、生活困窮者支援や生活福祉資金の貸付については、社会福祉協議会の方で丁寧に精力的に貸付の相談に応じていただいております。これは全国的な傾向なのですが、すごい数の貸付件数に及んでおりますので、そういう一時の貸付を利用して、少し生活の立て直しを図られて、次に落ち着いて就職活動に臨まれて非常に助かったというお声も社会福祉協議会に寄せられているというように伺っておりますので、また引き続き社会福祉協議会と緊密に連携しながら丁寧に支援をしてみたいなというふうに考えております。

**会 長** ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、他にご質問がなければ、案件2に移りたいと思います。健康福祉部及び教育推進課におかれましては、関係案件が終わりましたので、ここでご退出をお願いいたします。

#### 【一部職員退出】

### 案件2 島本町保育基盤整備加速化方針の進捗状況について

**会 長** それでは、案件2「島本町保育基盤整備加速化方針の進捗状況について」事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局説明】

**会 長** ただ今、事務局より、説明を受けましたので、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえご発言をお願いいたします。

**委 員** 3ページの待機児童数の推移を見れば、令和3年4月には待機児童が解消されるということで、この通りにいけば本当に良いことだと申し上げたいのですが、一番心配しているのは、今度できる照治さんの里山認定こども園の件です。それはもう皆さん、行政の方も認識されていると思うのですが、本当にここが定員いっぱいになるまで人が集まったらいいなということです。ここの審査の時にも、送迎バスがなく設置されるということで、皆さん危惧して、どういうことですか、なんとかならないのですかとお尋ねしても、どうのこうのと言って送迎バスは使わないとのことなのですが、送迎バスを使わないで本当に定員がいっぱいになるのかなとということについてどのように認識されておられるのでしょうか。

**事務局** しまもと里山認定こども園への児童の入所についての問合せでございます。後ほどの案件でも少しご説明させていただく予定ではございましたが、12月1日に開園を控えております、しまもと里山認定こども園については、本年10月末日の決定時点ではござ

いますが、1号の教育課程、それから2・3号の保育部分を含めまして94名の方に既に入所を決定させていただいている状況でございます。やはり、開園後間もないということで、既に各施設に入られている3歳児さん、4歳児さん、5歳児さんについては、なかなかその定員を満たさないような状況ではございますが、低年齢の0歳児さん、1歳児さん、2歳児さんについては、既に認可定員に近いぐらいの方にご希望をいただいでいて、開園当初から入っていただくという見込みになっております。この方々については、卒園まで在籍されるでしょうし、次年度以降についても低年齢の方を中心に、多くの方にご利用いただけるといように私どもは考えております。法人といたしましても、おっしゃるとおり、バスの運用については現時点ではないものの、保育内容であったりそういった部分で他の施設とは違う特色を示されたりですとか、そういったところで魅力を感じていただいで、多くの方に入所いただけるような施設運営に努めてまいりたいとおっしゃっていただいでしております。現時点ではご希望される方がどれくらいいらっしゃるかというところは課題とはなっておりませんが、そのような心配はしていないところでございます。

**会 長** ほか、ご質問、ご意見、ございませんか。

**委 員** 私は、働く者の代表ということで、働きながら子育てをする立場、なおかつ第四小学校で勤めておりますので、教育の現場から、と併せて2点ご質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。私が実際、保育所でお世話になった頃から30年が経ちますが、希望した保育所に上手く入れるかということで、眠れない夜を過ごしたことが自分自身の経験としてもあって、それがずっと続いていたと思うと本当に胸が痛い思いをしていました。それが、ようやくこうして解消される方向に、この短い間に頑張っていただけたということは、本当に働く立場としてありがたかったなと思っております。一方で、まだまだ町内としてはしないといけない事業が山積みということもありまして、例えば庁舎の耐震工事が必要だということもお聞きしております。一方で、そういう状態が続いたために、保育基盤整備加速化方針に基づいて保育所の整備が進められ、また、第三小学校の方では非常に大規模な耐震工事が行われています。この2点につきましては、一方でやはり保育所がないわけにはいきませんし、耐震工事がないままでは、これは命の問題ですので、後回しにはできないといことも分かるのですが、庁舎の建替えも同時に大事なことだと思います。その辺で今回の保育基盤整備加速化方針がこういう形で進められたことで予算がなくなって、庁舎の建替えが延期されたのではないかということをし耳にしたりするのですが、それが事実かどうかということについてお答えいただきたいというのが1点です。もう1点ですが、元は民間保育所と民間認定こども園の2園の整備と1園の耐震補強工事を予定されていたと先ほどご説明を受けました。それが、6か所の施設整備を行ったことにより、令和3年度には待機児童が0になるというのは非常にありがたいことではあるのですが、元々の計画だけだった時と比較して待機児童率がどのような形に変化したのかということについてもお知らせいただければありがたいので、その2点について、よろしくお願ひします。

**事務局** 大きく2点頂きまして、まず1点目が保育所の整備と第三小学校のA棟建替工事に伴って庁舎の建替えに影響があったのかということと、2点目に頂いたこととしましては、そもそも保育所整備等が町として必要であったと認識しているかという認識を問うご質問であったと理解いたします。第三小学校が絡んでいるご質問でございますので、私の方からまとめてお答えさせていただきたいと思っております。まず、2点目の方で頂きました保育施設の整備と第三小学校A棟の建替えの是非に関する本町の現状認識についてでございますが、こちらにつきまして、町といたしましては、いずれも最重要かつ最優先に解決すべきことであったと認識いたしております。その背景といたしましては、まず、先ほども少しご説明したかと思うのですが、保育所等の待機児童率につきましては、本町はここ数年ワースト1位という不名誉な状態が続いておりまして、令和元年度の実績で申し上げますと、大阪府内で唯一、待機児童率が10パーセントを超える状態となっております。令和元年度のワースト2位の自治体の待機児童率が3パーセント弱だったと思っておりますので、それと比べましても、本町の保育基盤の環境は他市と比べて深刻な問題、課題性を有しているというふうに言えるものだと思います。また、第三小学校のA棟につきましても、現在建替中でございますが、実は、府内の公立小中学校の中で耐震化がされていない最後の校舎という、これも不名誉な状態であったという状況でございました。ですので、当然、本町は本町でその時々状況というものがありましたので、やむを得なかったという面もあるかと思っておりますが、府内の他の自治体よりも本町が遅れを取っていたという状況は事実としてございます。それらを勘案しますと、これらの行政課題への対応をこれ以上後回しにするという選択肢は本町としては残されてはいないものと認識しておりまして、対応は不可避であったものと認識いたしております。続いて1点目の方で、これら保育基盤整備等における庁舎建替えへの影響に関してでございますが、まずは保育基盤の整備で申しますと、先ほど担当から説明させていただきましたとおり、加速化方針の策定前後におきましては、事業費全体といたしましては、約12億円増加いたしておりましたが、その中には事業者自身が負担する部分や、あと、国や大阪府からの補助金によって賄える部分も含まれておりますので、町といたしまして実質的に負担として増えましたのは、約1億2千万円のみでございました。また、第三小学校のA棟建替えにつきましても、令和元年度に契約いたしました工事費につきましては、約16億円強でございましたが、この額につきましては、平成28年度に実施いたしました実施設計におきまして算出した額とほぼ同額となっております。三小につきましては、影響があったものとして唯一挙げるとしましたら、平成28年度時点では計画しておりませんでした仮設校舎に関する費用というものがございまして、こちらにつきましても、費用自体につきましては約2億円となっております。以上のことからご理解いただけるかと存じますが、平成30年度以降で変更となった額といたしましては、保育基盤整備、第三小学校A棟建替えを合わせましても約3億2千万円程度になりますことから、庁舎の建替計画へのこれらの影響は全くなかったとまでは申しませんが、予定されている庁舎の建設費用、また、本町の予算規模などを踏まえますと、

やはりその影響は限定的であったのではないかというふうに理解しております。

**事務局** 2点ご質問をいただいております、もう1点について先にご回答させていただきたく存じます。加速化方針策定前に計画されていた保育施設の整備のみであった場合、待機児童率についてどういうふうな見通しであったのかというお尋ねでございます。本町においては、先ほど少しご説明がございましたが、各年度の4月1日時点の数字でございますが、平成28年度から本年度まで5年続けて待機児童率が大阪府内で一番高いという状況にございました。その中で最も待機児童率が高かった令和元年の4月1日時点では約11パーセントという状況にございました。仮に、本方針に基づく保育環境の整備を行わなかった場合、全国的には待機児童の解消が進められる中、本町においてはこれまで以上に発生してしまうという事態になりまして、令和3年度の待機児童率は見込みではございますが、15パーセントに迫る見込みとなっております。よって、当然ながら保育基盤の拡充は必要であったものと認識しております。

**委員** ちょっとお尋ねしたいと言いましたのは、町負担については1億2千万円のみ増加ということを書いていらっしゃるのですが、これには土地の売却代は入っているのですか、入っていないのですか。第四保育所の跡地を民間施設に買い取らせて新築するという形になったわけですね。そこはどのようなのでしょうか。

**事務局** 第四保育所跡地の売却に伴う歳入についてのご質問でございますが、こちらの費用につきましては、試算には入っておりません。

**委員** 売却代金はいくらでしたか。

**事務局** 土地の売却に伴う歳入のお尋ねでございますが、第四保育所跡地の売却金額につきましては、3億7千5百万円となっております。

**委員** そうすれば、負担額は、負担ではなくプラスになったということですね。しかも町営の保育園であればできていなかったであろう病児・病後児保育の施設もできるということで、住民としてはよかったと、行政よくやったと褒めたいなという気持ちがいたします。ありがとうございました。

**委員** ご回答ありがとうございました。お聞きして私も同じ思い、納得できました。働く立場としてはやはり、安心して子育てができないと、生活も苦しくなりますし、虐待につながるような不幸なことにもつながりかねません。一方で学校の方で働く立場としては、先ほど包括支援センターの話もありましたが、保育所がしっかりあって、受け皿があって、そこから小学校にもつなげていただけると、安心した子育てで、私たちもそこにまた積み重ねて、教育の現場の方も一生懸命職員が力を合わせて頑張っていきたいと考えていますので、どうか今後とも子育ての支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。ご回答ありがとうございました。

**会長** ほか、ございますか。

**委員** 待機児童のことについて、保育所をつくるとか、そういう動きで進められているのですが、1ページのところの施設の種別で見ますと、保育所とか幼保連携型とかありま

して、それにプラス第一幼稚園という形になりますと、保育所、幼保連携型、幼稚園の3つのパターンで島本町の幼児教育は進められていくと思います。乳児に関してはそういう形でいいと思うのですが、幼児教育という面から見て、待機児童を中心に考えていくと同時に、やはり島本町の幼児、3歳児、4歳児、5歳児の幼児の教育を、どのように全体のバランスよくするかということも進めていかないと、それぞれが勝手にやっていくというような不安を感じるのですが、その点について、町としての何か対策が、もしおありでしたら教えていただきたいなと思うのですが、よろしくをお願いします。

**事務局** 今後の島本の幼児教育ということについてのお尋ねでございます。保育施設として保育所だけではなくて今後は認定こども園、そして公立幼稚園としての第一幼稚園という存在は引き続き重要でございますし、幼児教育という部分では子育て支援課と教育推進課が連携しながらやってきたわけでございますけれども、教育推進課は小中学校だけではなくて、幼稚園の幼児教育についてもご指導いただいております。近年ですと、幼児教育アドバイザーですとか、新たな専門職の育成にも現在取り組んでいるところでございますので、そういった部分にも十分力を注いで今後もやってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

**会 長** よろしいですか。

**委 員** はい、ありがとうございます。

**会 長** ほか、ご意見、ご質問はございませんか。他にご質問がなければ、案件3に移らせていただきます。

### 案件3 しまもと里山認定こども園利用定員の設定について

**会 長** それでは、案件3「しまもと里山認定こども園利用定員の設定について」事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局説明】

**会 長** ただ今、事務局より、説明を受けましたので、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ発言願います。

**委 員** 1号認定というのは、普通の幼稚園の教育、親が働いていない家庭のお子さんという話だったと思っているのですが、トータル3学年で32名なのですが、これは一幼と合わせて、また、第四保育所の跡地にもこども園ができと思っているのですが、町内でこの人数で賄えるという考えでよろしいでしょうか。

**事務局** 1号部分、教育課程の希望者に十分な提供ができるのかというお尋ねでございますが、本年3月に策定いたしました第二期島本町子ども・子育て支援事業計画にも記載をしておりますが、そちらの方で、令和3年度でございますと、1号認定の方の量の見込みというものについては350名程度を見込んでおります。ご質問にもございましたが、しまもと里山認定こども園の1号部分、町立で申し上げますと第一幼稚園が特定教育・保育施設としての1号認定にはなりますが、本町内には私立の山崎幼稚園もございますことから、

そちらの幼稚園を利用したい方の量については、十分な提供体制が整っているものと認識しております。

**会 長** ほか、ご質問、ご意見ございませんか。他にご質問がなければ、その他に移ります。

#### 案件4 その他

**会 長** それでは、「その他」について、事務局から何かございますか。

**事務局** 本年度の会議につきましては、今後、現時点ではお諮りするべき、お伺いするべき案件等はありません。しかしながら、今後、本会議にお諮りするべき事案等が発生した場合には、その時に開催日等について調整させていただきたく考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

**委 員** 私は島本町の子ども・子育て会議は大変重要な会議だと認識しております。他のいろいろな会議よりもこの会議は特段大事なものだという認識で対応したいと思っておりますが、残念なことに、招集日がぱっと決められて、ぱっと通知が来るということはまことに困る。会長さんの日程はまず第一に大事だと思うのですが、他の委員の皆さんもそうだと思うのですが、この会議は大事だと。なのに、どうしても先約があったり、外せない会議や出張がある場合には出席できないわけなのですね。今回、本来、私は出席できない予定だったのですが、急遽2日の日程が1日になり、日帰りで行くことになったので偶然出られたということです。そういうことからしますと、事務局には大変お手を掛けて申し訳ないのですが、やはり各委員さんの出席可能な日程調整というのをやっていただければありがたいです。全部の委員が揃うということは無理だと思うのですが、委員が一番多く出席できる日程を選んでいただければ、それはもう仕方ないということで納得できるのですが、ぱっと決めてぱっと通知、通知の間隔をもう少しあけていただければ、せめて3週間から1か月くらい前までに通知をいただけないと、次々日程を入れていきますので、その辺のところにご配慮いただければありがたいですので、よろしく願いしたいと思っております。

**会 長** 会議の連絡はなるべく早い時期にお声がけいただければ調整しやすく、委員の方も出席しやすいということですので、よろしく願いいたします。

**事務局** ご指摘いただきました日程調整の件につきましては、大変申し訳ございませんでした。今後、可能な範囲ではございますけれども、皆さんの日程の調整をできる限りしてまいりますと思います。今、委員からもお言葉をいただきましたけれども、全ての委員の皆さまの日程を合わすということにつきましては、なかなか難しい部分がございますので、その点につきましては、ご留意いただきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

**会 長** 大丈夫でしょうか。そうしましたら、本日の予定案件は全て終了いたしましたので、子ども・子育て会議は、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。